

玖珠町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (31年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 29年度の人件費率
30年度	人 15,304	千円 10,994,235	千円 301,997	千円 1,547,996	% 14.1	% 17.2

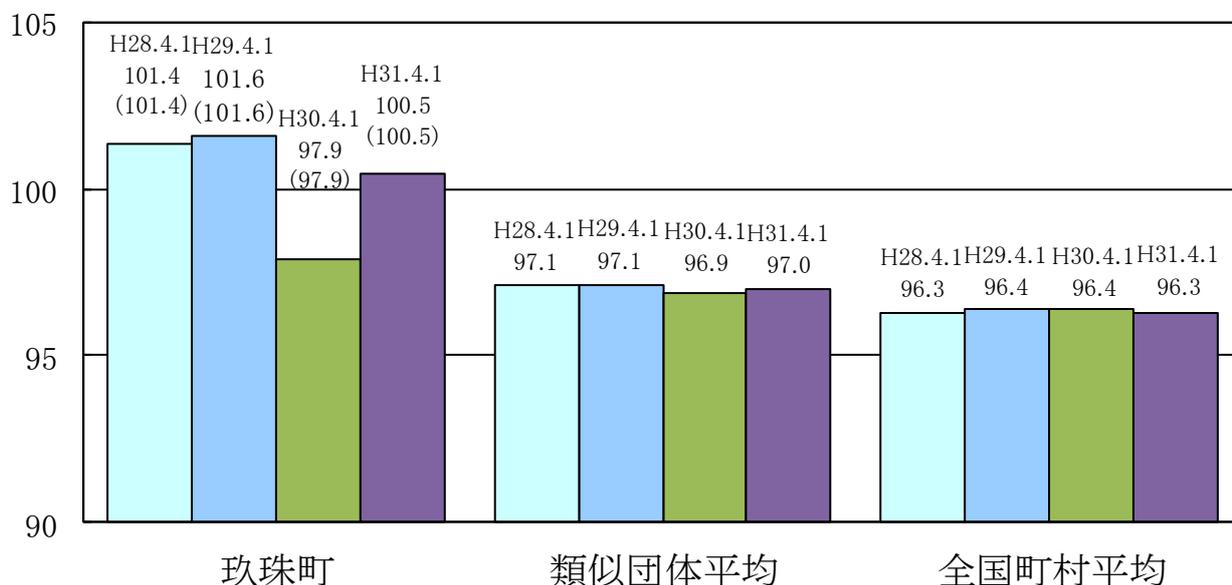
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与			計 B
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	
30年度	人 166	千円 655,321	千円 99,031	千円 285,902	千円 1,040,254

(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
千円 6,267	千円 5,707

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、30年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 31年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

初任給の水準や、昇級の運用等が国と異なっているため高い水準となっている。
令和元年度に行財政改革推進プランを策定し、級別構成比率の見直しを行うことにより改善が見込まれる。

(4) 給与改定の状況（人事委員会未設置）

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
31年度	円 —	円 —	円 (— %)	% —	% —	% 0.09

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
31年度	月 —	月 —	月 —	月 —	月 —	月 4.50

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施] 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、同様の総合的見直しを実施。平均2.0%引下げを行うとともに、高位の号俸については最大4%程度の引下げ等を実施している。

なお、激変緩和のため経過措置（現給保障）を実施していたが、平成28年4月より適用廃止している。

②地域手当の見直し（支給地域対象外）

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）本町においては、地域手当支給地域対象外により支給なし。なお、派遣等により勤務地が地域手当支給対象地域の場合、国基準に基づき支給を実施。
 （実施時期）国の地域手当の見直しに伴い、所要整備を同様に実施。

（参考）

	平成 2 6 年度の支 給割合	平成 2 7 年度の 支給割合		平成 2 8 年度の支 給割合	平成 2 9 年度の支 給割合	平成 3 0 年度の支 給割合	令和元年 度の支給 割合
		4 月 1 日時点	遡及改 定後				
国基準によ る支給割合	0 %	1 %	2 %	3 %	3 %	3 %	

※本町においては、地域手当支給対象外により支給割合等については、記載を省略しています。

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。
 （平成 2 7 年 4 月 1 日実施）

(6)特記事項

- ・平成 25 年 9 月から平成 26 年 4 月までの間、職員は、給料月額の 2～5%減額を実施している。
- ・平成 25 年 9 月から平成 26 年 4 月までの間、町長は給料月額の 20%、副町長・教育長は 10%減額を実施している。
- ・平成 27 年 4 月から平成 28 年 3 月までの間、町長は給料月額の 10%、副町長・教育長は 3%減額を実施している。
- ・平成 28 年 4 月から平成 29 年 3 月までの間、町長は給料月額の 5%、副町長・教育長は 3%減額を実施している。
- ・平成 30 年 4 月から平成 31 年 3 月までの間、職員は、給料月額の 2～5%減額を実施している。
- ・平成 30 年 4 月から平成 34 年 1 月までの間、町長は給料月額の 30%減額を実施している。
- ・平成 30 年 4 月から平成 31 年 3 月までの間、副町長・教育長は 5%減額を実施している。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（31年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
玖珠町	41.9歳	331,900円	387,631円	357,490円
大分県	42.8歳	324,910円	397,894円	350,932円
国	43.4歳	329,433円	—	411,123円
類似団体	41.7歳	308,262円	369,032円	338,757円

(注) 1 「平均給料月額」とは、31年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

② 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
玖珠町	歳 54.2	4人	円 375,800	円 381,000	円 376,300	—	歳 —	円 —	—
うち用務員	歳 —	1人	円 —	円 —	円 —	—	歳 —	円 —	—
うち調理員	歳 55.8	3人	円 379,300	円 385,567	円 379,967	—	歳 —	円 —	—
大分県	歳 53.0	196人	円 337,050	円 371,647	円 352,130	—	歳 —	円 —	—
国	歳 50.9	2431人	円 287,312	円 —	円 329,380	—	歳 —	円 —	—
類似団体	歳 50.4	8人	円 291,167	円 316,328	円 304,715	—	歳 —	円 —	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
玖珠町	6,457,600 円	— 円	—
うち用務員	— 円	— 円	—
うち調理員	6,530,604 円	— 円	—

※年収ベースの「公務員(C)」のデータは、それぞれ平均給与月額に12倍したものであり、また前年度に支給された期末・勤勉手当を加えた試算値である。

※区分「うち用務員」については、個人情報保護の観点から記載していません。

(2) 職員の初任給の状況（31年4月1日現在）

区 分		玖 珠 町	大 分 県	国
一般行政職	大 学 卒	187,200円	187,200円	180,700円
	高 校 卒	153,000円	153,000円	148,600円
技能労務職	高 校 卒	148,600円	150,700円	—
	中 学 卒	—	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（31年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	268,500円	354,200円	382,050円	—
	高 校 卒	—	324,700円	365,360円	385,500円
技能労務職	高 校 卒	—	—	—	—
	中 学 卒	—	—	—	—

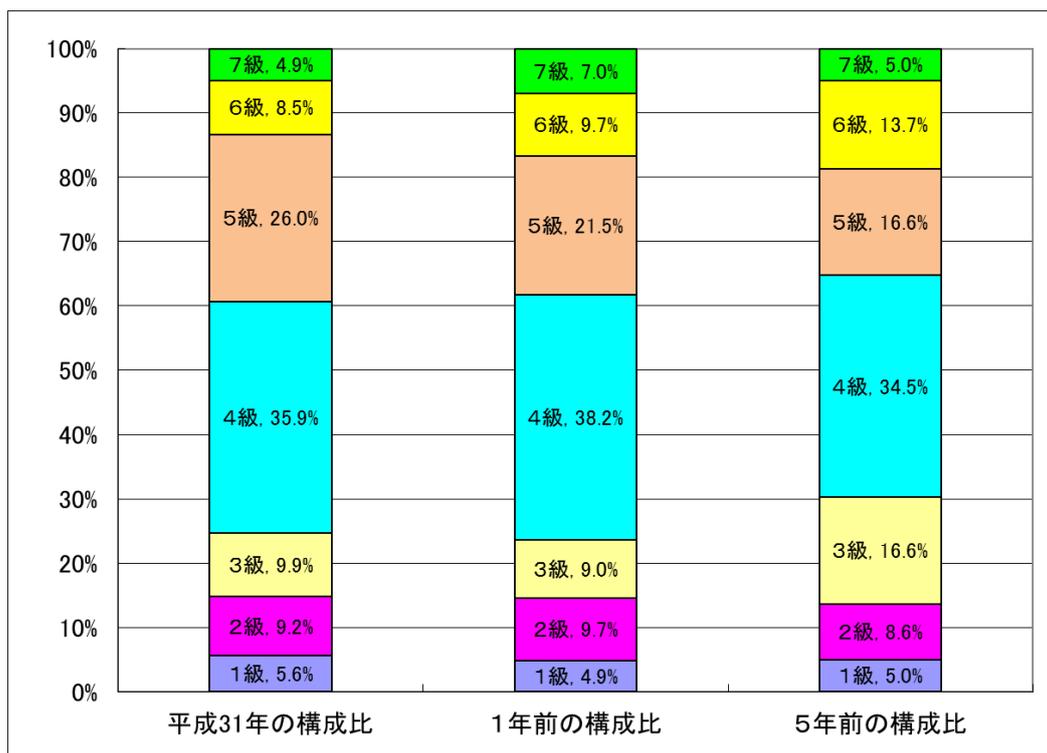
※ 各区分の「—」表示は、31年4月1日時点での該当がないため記載していません。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

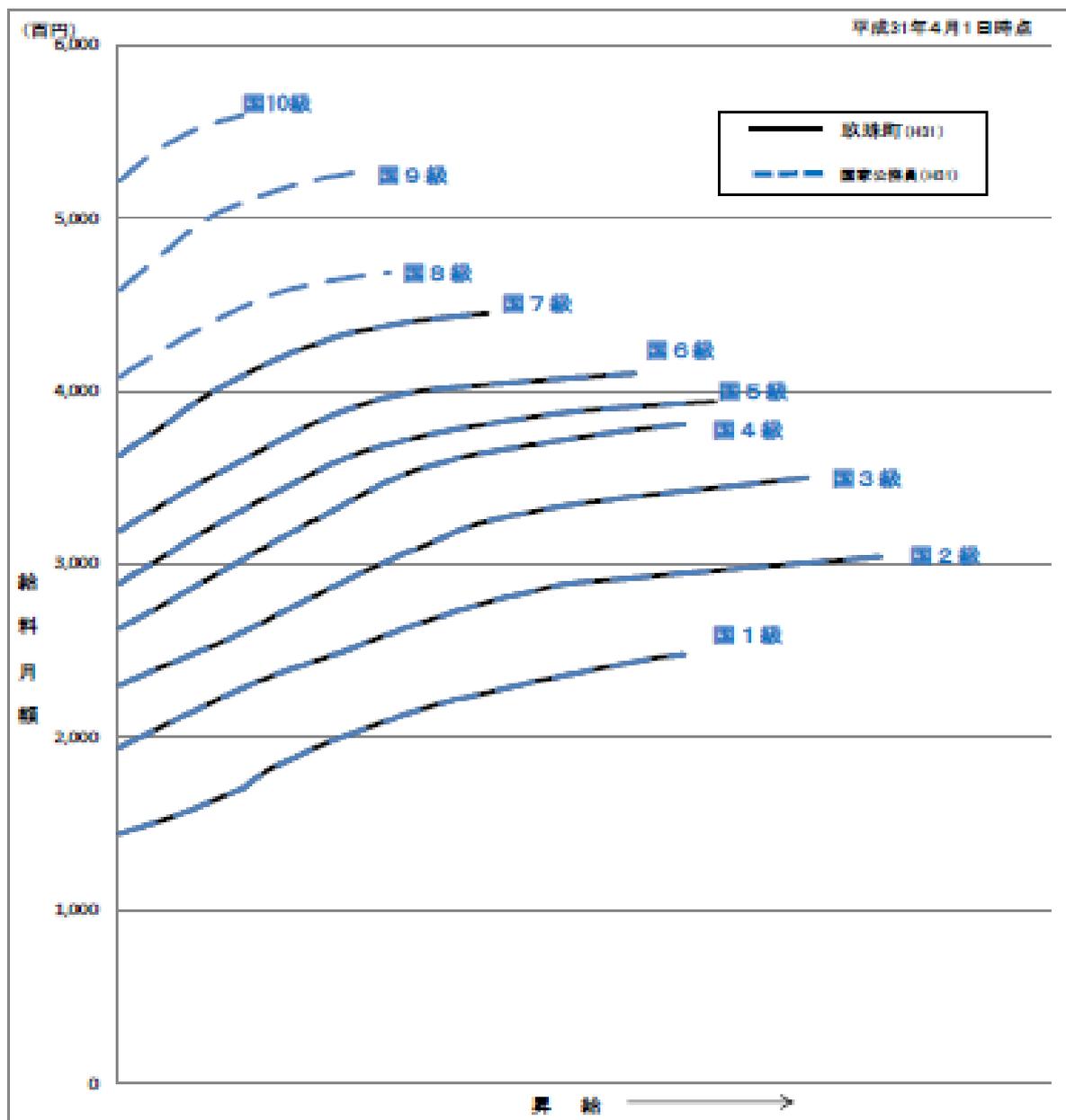
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（31年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	定型的な業務を行う主事等の職務	8人	5.6%	144,100円	247,600円
2級	特に高度な知識又は経験を必要とする主事等の職務	13人	9.2%	194,000円	304,200円
3級	主任等の職務	14人	9.9%	230,000円	350,000円
4級	主査等の職務	51人	35.9%	263,000円	381,000円
5級	主幹等の職務	37人	26.0%	288,900円	394,000円
6級	課長及び課長補佐等の職務	12人	8.5%	319,200円	410,200円
7級	困難な業務を所掌する課長等の職務	7人	4.9%	362,900円	444,900円

- (注) 1 玖珠町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一） 31年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（玖珠町）

平成 31 年 4 月 2 日から令和 2 年 4 月 1 日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
イ 人事評価を活用している				
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

玖 珠 町	大 分 県	国
1人当たり平均支給額（30年度） 1,679 千円	1人当たり平均支給額（30年度） 1,730 千円	—
(30年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.85月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(30年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.85月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(30年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.85月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（玖珠町）

平成31年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

(2) 退職手当（31年4月1日現在）

玖 珠 町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)		
1人当たり平均支給額		17,585千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、30年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（31年4月1日現在）

支給実績（30年度決算）		0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）		0円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都特別区	20%	0人	20%
	%	人	%

(4) 特殊勤務手当（31年4月1日現在）

支給実績（30年度決算）		25千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）		5,000円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（30年度）		3.5%		
手当の種類（手当数）		3		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (30年度決算)	左記職員に対する支給 単価
感染症等防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当	感染症防疫作業に従事する職員	防疫作業	0千円	日額1,000円以内
遺体収容等に従事する職員の特殊勤務手当	遺体収容及び処置に従事する職員	収容作業	10千円	1体 5,000円
犬猫等動物の死骸の処理に従事する職員の特殊勤務手当	犬猫等動物の死骸の処理に従事する職員	処理作業	15千円	1体 300円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（30年度決算）	42,216千円
職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）	232千円
支給実績（29年度決算）	37,377千円
職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）	207千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（30年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (31年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (30年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (30年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500 円 子 11,000 円 特定期間の加算 5,000 円 配偶者及び子以外 6,500 円	異	子の支給単価	24,504 千円	229,009 円
住居手当	借家(家賃12,000円を超える) (支給限度額) 27,000 円 持家 2,000 円 持家新築5年間 3,500 円	異	持家	14,705 千円	134,908 円
通勤手当	交通機関等利用職員 運賃相当額 (支給限度額) 55,000 円 自動車等使用職員(1km以上で支給) (支給限度額) 27,200 円	異	距離区分と支給額	6,253 千円	41,138 円
管理職手当	定額制	異	支給額	8,676 千円	456,632 円

5 特別職の報酬等の状況（31年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市 区 町 村 長	527,100円 (753,000円)	(参考) 類似団体における最高/最低額	
	副 市 町 村 長		617,000円	850,000円 / 266,000円
報 酬	議 長	315,000円	420,000円 / 230,000円	
	副 議 長	273,000円	360,000円 / 180,000円	
	議 員	262,000円	345,000円 / 157,000円	
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(31年度支給割合) 2.60月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(31年度支給割合) 3.00月分		
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 市 町 村 長	給料月額×在職年数×500/100	15,060千円	任期ごと
		給料月額×在職年数×290/100	7,157千円	任期ごと
	備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

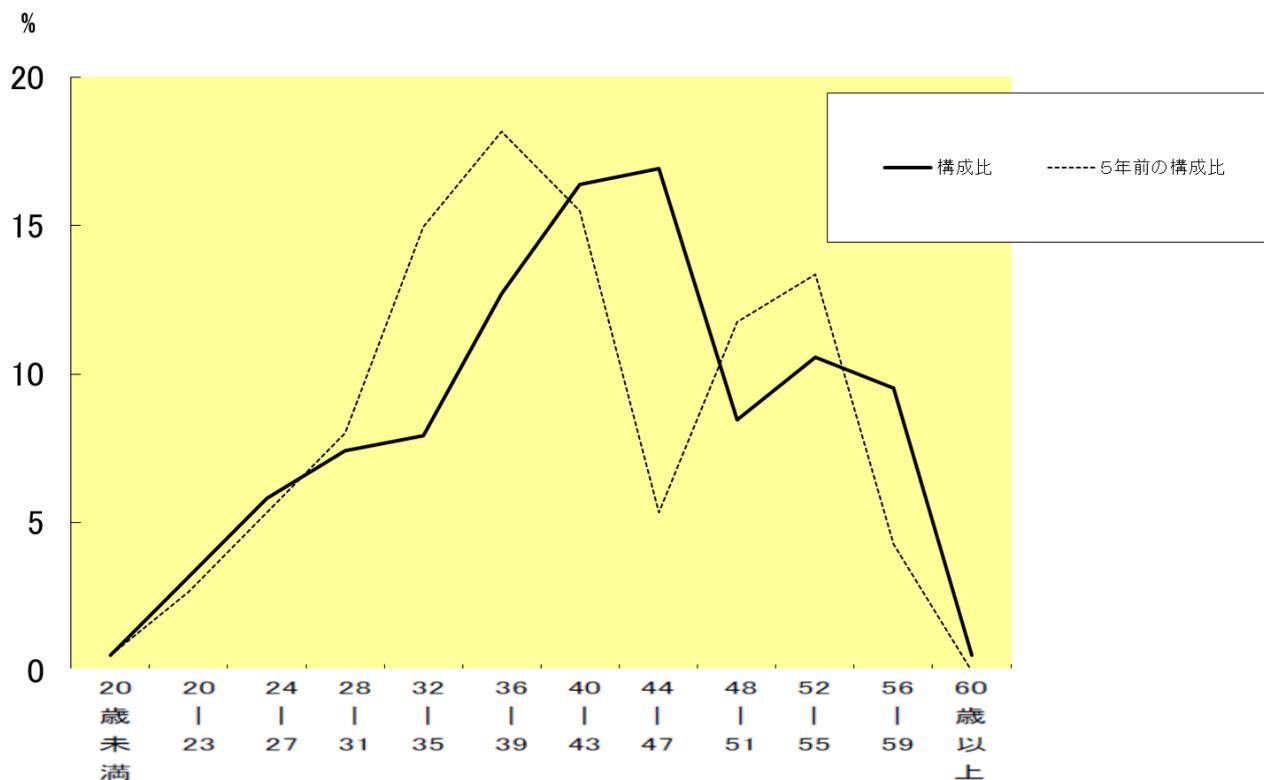
(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			平成30年	平成31年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	3	3	0	
		総 務	47	50	3	組織機構の改編に伴う増員
		税 務	14	13	▲ 1	組織機構の改編に伴う減員
		農林水産	24	24	0	
		商 工	7	6	▲ 1	組織機構の改編に伴う減員
		土 木	10	10	0	
		民 生	12	13	1	組織機構の改編に伴う増員
		衛 生	9	11	2	保健センター職員の増員
	小 計	126	130	4	人口1万人当たり職員数 84.95人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 74.02人)	
		教 育 部 門	40	38	▲ 2	新中学校整備事業完了に伴う減員
	小 計	166	168	2	人口1万人当たり職員数 109.78人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 92.11人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	水 道	7	7	0		
	そ の 他	15	14	▲ 1	派遣職員の配属先変更に伴う減員	
	小 計	22	21	▲ 1		
合 計			188	189	1	
			[252]	[253]	[1]	

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。(教育長を含む)

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（31年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳以上	計
職員数	1人	6人	11人	14人	15人	24人	31人	32人	16人	20人	18人	1人	189人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

	年 度						過去5年間の増減数(率)	
	26年	27年	28年	29年	30年	31年		
部 門 別	一般行政職	124	125	127	129	126	130	6 (4.84%)
	教育	43	41	41	39	40	38	▲5 (▲11.63%)
	警察							0
	消防							0
	普通会計計	167	166	168	168	166	168	1 (0.60%)
	公営企業等会計	21	21	21	22	22	21	0 (0.00%)
総合計	188	187	189	190	188	189	1 (0.53%)	

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 29年度の総費用に占 める職員給与費比率
30年度	千円 174,216	千円 37,987	千円 46,609	% 26.8	% 26.6

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費0千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり	団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A	
30年度	人 6	千円 25,495	千円 2,049	千円 11,207	千円 38,751	千円 6,459	千円 6,181

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、31年3月31日現在の人数である。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（31年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
玖 珠 町	48.3歳	345,446円	516,897円
団 体 平 均	44.3歳	340,929円	514,169円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

玖 珠 町	団 体 平 均
1人あたり平均支給額(30年度) 1,886千円	1人あたり平均支給額(30年度) 1,525千円
(30年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.85月分 (0.90)月分	(30年度支給割合) 期末手当 ー 月分 (ー)月分 勤勉手当 ー 月分 (ー)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 ー%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（31年4月1日現在）

玖 珠 町			団 体 平 均		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	—	—
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	—	—
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	—	—
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	—	—
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)					
1人当たり平均支給額	—	千円	1人当たり平均支給額	9,878千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、個人情報観点から記載を省略しています。

ウ 地域手当（31年4月1日現在）

支給実績(30年度決算)		0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)		0円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
東京都特別区	20%	0人	20%
	%	人	%

エ 特殊勤務手当（31年4月1日現在）

支給実績(30年度決算)		0千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)		0円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(30年度)		0%		
手当の種類(手当数)		3		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(30年度決算)	左記職員に対する支給単価
感染症等防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当	感染症防疫作業に従事する職員	防疫作業	0千円	日額1,000円以内
遺体収容等に従事する職員の特殊勤務手当	遺体収容及び処置に従事する職員	収容作業	0千円	1体 5,000円
犬猫等動物の死骸の処理に従事する職員の特殊勤務手当	犬猫等動物の死骸の処理に従事する職員	処理作業	0千円	1体 300円

オ 時間外勤務手当

支給実績（30年度決算）	268千円
職員1人当たり平均支給年額 （30年度決算）	54千円
支給実績（29年度決算）	401千円
職員1人当たり平均支給年額 （29年度決算）	80千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（30年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（31年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度の異なる内容	支給実績 (30年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (30年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円	同	-	835千円	208,625円
	子 11,000円				
	特定期間の加算 5,000円				
	配偶者及び子以外 6,500円				
住居手当	借家(家賃12,000円を超える) (支給限度額) 27,000円	同	-	159千円	31,800円
	持家 2,000円				
	持家新築5年間 3,500円				
通勤手当	交通機関等利用職員 運賃相当額 (支給限度額) 55,000円	同	-	380千円	63,400円
	自動車等使用職員(1km以上で支給) (支給限度額) 27,200円				
管理職手当	定額制	同	-	408千円	408,000円